

アーサー・ホルメス

『人格の形成～キリスト教大学におけるモラル教育』

(邦訳・その3)

A Translation of Arthur F. Holmes, *Shaping Character: Moral Education in the Christian College*, Part III (pp. 41-57)

伊藤 悟
Satoru Itoh

訳者解説

本稿は、Arthur F. Holmes, *Shaping Character: Moral Education in the Christian College*, Eerdmans Pub. Co., Grand Rapids MI, 1991 の第4章 (41-57頁) の邦訳であり、本紀要第35号ならびに第36号に掲載の序章から第3章までの拙訳に続くものである。

第4章は人間の道徳的決断のプロセスを分析し、さらに大学における専門科目のなかでどのように道徳教育をプログラム化するかを提言している意欲的な章である。大学のマス化や大衆化によって次第に大学の内部は荒廃が進み、米国においても、各大学が特色を出しつつもその教育のあり方については試行錯誤を繰り返している。それと平行して学生モラルの低下も急速に進み、大学はそれに何の対策も講じられずにいる。わが国においても、「大学崩壊」「大学の危機」なる提言が次々と発表され、かつての最高学府としての威厳はもはや大学から消え去ってしまった。大学モラルの低下は、学生のみならず教師にまで及び、また教師のモラル低下が学生のモラル低下を引き起こすという悪循環を引き起こしている。モラル観念の低下は、大学社会そのものを崩壊に導くし、道徳観の欠如した学問はもはや学問としても成立し得なくなる。

ホルメスは、こうした問題をとくにキリスト教大学のコンテキストで論じることを目指している。聖書を規範とする基準をモラル教育の中心に据え、キリスト教大学特有のモラル教育の捉え方とその展開について論及していく。きわめて堅実にキリスト教信仰を捉え、さらに人格や性格が形成されるプロセスについても具体的事例を取り上げながら事細かに分析しており、日本のキリスト教大学も、そこから多くの示唆を与えられる。こうした細かな作業を協働して行っていく大学づくりを、わが国のキリスト教大学も自覚的にしていく必要があるだろう。それなしにキリスト教大学としての使命も果たせなければ、大学の再生も不可能であろうが、それにしてもモラル教育とカリキュラムの関係をディスカッションの卓上にのせるには、まだまだ遠い道のりを歩まねばならないような気がする。

キーワード：道徳的イマジネーション、基盤、原理、規則、事例、背後にある信条、決断、モデル

第四章 道徳的決断

あらゆる状況においてよりよい道徳的決断をしていくためには、正しい価値観によって養われた鋭敏な良心が必要前提条件であるが、それだけでは必ずしも十分条件ではない。われわれの直面する決断のほとんどは単純に善悪を決められるものではないからである。決断とは認知に関することがらで理由を見出したりすることではないという古典的な道徳詭弁は、単純なケースにだけ適用されてきたと言える。

- ・嘘は悪いことである。
- ・納税のための所得申告書を偽造するのは嘘をつくことである。
- ・よって、納税のための所得申告書を偽造するのは悪いことである。

確かにその通りである。嘘が悪いことであるのを伝えるのに、われわれは何ら手の込んだ議論を必要としない。良心に敏感であることこそが、善悪の判断のすべてとなる。しかし、われわれにとって、嘘の境界線はいつでも明確なのだろうか。そして、嘘はどんなときも悪なのだろうか。フットボールのときのフェイントはどうだろうか。FBIの極秘捜査や厄介な批判に耳を貸さない素振りをするのはどうだろうか。あるいは、ゲシュタポの捜索の目を盗んで、ユダヤ人を屋根裏部屋にかくまうというのはどうだろうか。これらもみな嘘なのだろうか。これらはすべて悪とされるのだろうか¹⁷。例えば、医療倫理、政治倫理、軍事行動などを考えてみると、必ずしもすべてにおいて善なる道が存在するわけではなく、われわれはしばしば道徳的ジレンマにぶつかることがある。そうした必ずしも単純でない状況下では、正しいか間違っているかという直感的な認識を越えたところでの分析が必要となってくる。すべてのものに白黒をつけられるわけではなく、道徳的に曖昧な状況という

灰色がかった陰影がわれわれの前に立ちほだかることもある。また、複雑で墮落した世界のなかでは、われわれは、「賢い曖昧さ」をもって生きることも必要となってくる。より困難な決断のためには、それなりのイマジネーション(想像力)と分析力が重要となってくる。

道徳的イマジネーション

わたしがある退役軍人と話をしている、会話が核兵器モラルのことに至ったとき、彼は、戦争はいつだって無実の人々を巻き添えにしてきた、ということしか頭に浮かんでこない様子だった。軍事バランスとか、それなりの結果の見通しとか、さらには非戦闘員が直接攻撃を受けてはならないことなどを考慮する「正当戦争」のことなどは、まるで彼の頭にはないようだった。少なくとも彼は、自分の専門領域に関してですら、道徳的な視点でものを考えていく習慣をもっていたとはいえない。多くの者にとっては、これは新たな発見であり、簡単に受け入れたくない事実である。

思いつきで類似した例をいくつかあげてみると…。中小企業の経営者たちが、企業の連鎖反応によるあらゆる経費の値上がりに屈してしまうこと。現状から逃げ出したいという浅はかな動機づけによるホワイト・カラーの犯罪。コンピュータに詳しいばかりに極秘ファイルの中に好んで入り込んでしまう青年。納税者が彼らの荒っぽい悪戯のために課税されていることも、親たちに与えている影響のこともまるで考えずにその場のぎで生きている十代の若者たち。彼らが浪費している高額な教育費。これらは、いずれも道徳的視点による行動とは言いがたい。個人的関心を移行させたり、頭を白紙状態にするのは、まさしく別世界に足を踏み入れることであり、少なくともそれは別の思考方法である。そこには、ことがらを異なった角度から見ようとするイマジネーションが要求されてく

る。

特殊なケースの場合には、多岐にわたる複雑な編み目のような数々の責任を認識したり、結果として起こりうるあらゆる状況を予想したりするためには、さらなるイマジネーションが必要とされていく。われわれが最善の決断をしていくためには、より豊かなイマジネーションが求められるのである。そのためには、良心に敏感であること、そして、自分の行動に影響を及ぼすであろう他者に共感していく洞察力や、人々が経験したことを共有することのできる寛容さが必要とされる。つまり、ことがらがその背後で何を言おうとしているのかをイメージしていくのである。それらは、いずれも心からの配慮、思いやり、正しさの探求のための必要不可欠な条件である。新しい事業計画を立てたり、その潜在的な影響力を調べたり、それがどれほど人々の生活を揺り動かすかということになると、より深いイマジネーションが求められる。道徳的イマジネーションは、複雑な道徳的状態や頭に浮上してきた決断を検証していくうえで、決して欠くことのできないものである。

想像力の育成は、親にとっても教師にとっても、何ら新しい教育目標ではない。子どもが大人を模倣するようになったり、何らかの意味ある行動をとり始めた時点から、われわれの勝負は始まっている。われわれは、子どもたちに物語を語り聞かせたり、絵を見せたり、あらゆる類いの異なる経験をさせる。道徳的イマジネーションの発達も、原理的には何ら異ならない。つまり、道徳的決断の複雑さを発見することは、すぐれたミステリー小説を読んで、自分を犯人像と重ね合わせていくのに似ている。われわれが作り出す小説、演劇、映画、ビデオ、歴史上の重要な事項やその他のシナリオは、いずれもイマジネーションをかきたてるものである。そして、倫理教育の主要な方法として、実際の事例をめぐって議論をしていくことも、そうした

役割を果たすことになっていく。

倫理分析

道徳的に複雑な状況に直面すると、われわれの思考回路の一部は、分析の方法論的なことがらを問題にするようになる。それらを整理すると四つの注目すべきポイントにまとめることができよう。すなわち、基盤、原理、規則、事例である¹⁸。通常、議論は、具体的な事例を規則性の観点から見直すことから始められていく。それが一般的に受け入れられる倫理的方向性を持っているかどうか、倫理上の専門通則に沿っているかどうか、あるいは真理を伝達したり人々の生活を保護するというわれわれの責任領域に関する聖書的な命題に合致しているかどうか、といったことが検証されていく。そして、そうした問いに応えうる規則性がその事例のなかに存在していないとき、あるいは、それらの規則性が誰も計り知ることのできない対立した責務を引き起こしている場合には、われわれは、すべての道徳的規則の源になっている道徳原理にもう一度舞い戻っていく。さらにそれらの総合的な原理に疑問が生じた場合には、議論は、その道徳性が究極的に基礎づけられている哲学的、宗教的基盤に焦点が当てられることになる。

この四つの角度からの分析は、聖書の倫理においても同じように明らかである。旧約聖書の歴史書、預言書には無数の具体的事例が記されているし、モーセ五書のなかにも、誰かの失った家畜を探し出したり、借りた洋服を返したりするといった個別事例に関する規則が収められている。個別規則は、人々の生き方、個人的財産、結婚、そして真理の神聖さなど、人間責任の普遍領域を説いている十戒の後半部分のように、領域規則のより具体的な展開がなされる。だから、返ってきた遺失物や借りていた財産については、それを合法的に入手した主人の道徳的権利が尊重され、その主人の働き手もまた尊重さ

れることになっていくのである。さらに領域規則は、ヘブライの預言者たちが繰り返しわれわれに促したように、愛や正義、まだ完成していない御国への希望、正義や愛や十分な経済力やあらゆる面での人間の華々しさに満たされた平和の御国といった総合的な道徳的原理を思い起こさせていく。そして、これらすべては、神の恵みと権威のもとに正義を実現する可能性として、ひたすら神の創造の目的に基礎づけられるのである。

この四つの側面は、「では神の御旨とはいったい何か」という問いを投げかけてくる道徳的理性への意図的な反論にも応じようとする。どのように神の御旨を知るかというのは極端な問いであるが、神の御旨こそがキリスト教倫理の基礎であって、そこから原理や規則が出てきている。同様に、愛や正義を単純に懇願したとしても、それは、われわれが具体的場面で何をすべきかは何も伝えてはくれない。愛や正義というのは、日常生活における様々な状況のなかでの具体的に応用すべき総合的な意味での道徳的関心事である。基盤、原理、規則、事例を分離させて考えることは、事柄一つ一つをよく吟味しようとするわれわれの思考をより明瞭に構築することになるだろう。

こうしたことに留意しつつ、道徳的決断の働きに必要なことから、具体的事例を取り上げながら考察してみたい。(1)第一に、われわれは、すべての関連事実を明らかにする必要がある。工場で働いていた社員たちが健康を損ねたことが原因となって倒産した有名なマンヴィール・アスベスト社のケースを例にあげてみたい。その責任を追及するうえで、どれほど多くの関連事項があったのかを見てみよう。

- ・健康上の危険がどれほど深刻なものであったか。
- ・何が当時の状況を証明し得るか。

- ・会社側は、そうした危険性を十分認識していたか。
- ・警告を怠ったのは不注意からなのか、それとも故意の手抜きか。
- ・最終的な責任者は誰か。
- ・その責任者は何をを行い、何を行わなかったか。それはなぜか。
- ・この危険性は、弱めたり回避することができるものだったか。
- ・危険性を回避するためにどんな努力をしたか。
- ・危険を解消してさえいれば、会社は倒産せずに済んだか。
- ・政府の安全基準に違反していなかったか。違反があったとしたら、それが指摘されなかったのはなぜか。
- ・契約上の権利を犯していなかったか。
- ・健康上の問題が明らかになったとき、会社はどのような対応をしたか。

これらの問いは、問題の大きさ、原因、そして責任の所在はどこにあって、責任者の考え方や誠実さについてはどうであったかを追究しようとするものである。価値観の評価は、前章で述べたような状況のもとでなされる。あるケースにおける事実関係を考察するということは、つまり、それが明らかにするところの事実と価値との両者を含んでいるのである。

(2) 第二に必要なのは、道徳的規則と責任に関する事柄である。マンヴィール社の例で続けると…。

- ・何が合法的であって何が契約上の義務だったのか。
- ・会社はどういった方策を強要してきたのか。
- ・会社では、道徳的にどのようなことが期待されていたか。
- ・組織体としての倫理規程は存在していた

か。明文化されたものであろうと、暗黙の了承事項であらうと、業界内での幅広いコンセンサスが存在していたか。

- ・社員のどういった権利が侵害されたのか。
- ・将来的に、どのような公的指針や規則が必要とされていたか。

安全基準のような領域での道徳的義務は、単に、契約上や行政上の基準だけではなく、社会や業界での公的には書き記されていない道徳上の暗黙の了解事項までも含まれていることに注意しておきたい。道徳教育が常に関心をもつところの道徳的義務というのは、法的義務を超えた、遥かに大きな広がりをもったものである。法的義務は、道徳的な共通のコンセンサスの上に成り立っているのであって、実行可能なものだけが含まれている。しかし、キリスト教倫理や他の多くの倫理的立場は、社会的コンセンサスを得ている倫理が沈黙している事実に対しても言及しようとする。したがって、われわれは、上記で問われたマンヴィール社の場合の道徳的規則に、さらにキリスト教的文脈を付け加えて道徳教育というものを考えていかなければならない。

- ・組織の中で働くキリスト者は、会社から認められるために、どのような妥協的手段を講じなければならないのか。

(3) 現存する規則や規程、政策を評価したり、新しいものに発展させていくために、われわれは第三のポイントとして、人間のすべての責任領域にかかわるようなより広い意味での道徳原理について提起する必要がある。ここにおいて哲学的な倫理学理論が重要な役割を果たしている。このことは、応用倫理学のあらゆる領域で、数多くの文学作品が取り上げられていることから推察することができるだろう。できるだけ

多くの人々が、できるだけ悪を克服する善の余剰を生み出すために、できる限りの努力をすべきだという実用的原理は、結果に強調点がおかれることによって成り立つ。自分にとっての結果ではなく、つねに相手にとって価値ある結果を考えて人々と関わるべきだとするカント的な原理は、結果の独自性という一定の義務をわれわれに負わせる。われわれが、行動や信条や規則の帰結に対して責任的であるというとき、それは、その帰結に対してだけ責任的であるわけではない。われわれには、他の人々のことも尊重しなければならないという義務が附加されていく。それはすなわち、キリスト者はすべての者は神の似姿として創造されていることを信じているからである。

神学的倫理学においては、キリストがわれわれを愛したようにわれわれも他者を愛せよという強烈な命令、あるいは正義を行い哀れみ深くあれという預言者のな勧告が、総括的な原理として強調される。正義と愛が聖書全体の倫理的関心であるのなら、人を配慮する場合、このことを的確に理解していることが保証されている必要がある。聖書の中のアガペーは、「好み」や「願望」といった感覚とは明らかに区別された自己を献げる愛であり、むしろわれわれの好みや願望の上にも注がれ、それらを浄化し、変容させていく愛である。同様に、聖書的な正義というのは、18世紀に思索されたような個人の権利を守ることと同一のものではない。なぜなら、聖書における正義は、より共同体の概念を保持し、哀れみと貧しい者も等しく利益に与ることができるという社会秩序を要求するからである¹⁹。

マンヴィール社の例はこうした原理について、次のようなことがらを考えるよう示唆している。

- ・このまま放置すれば健康を害するという予

測可能な結末に対し、十分な注意が払われてきたか。

- ・被雇用者は尊重されるべき権利を有した人間である。彼らは公平に扱われてきたか。
- ・キリスト教的愛や公平な職業共同体は、どういった在り方を要求しているか。

道徳的規範は原理によって導かれるのだから、われわれが問題にしているようなある状況におけるルールや事実についての問いは、単純に原理全体がもちかける、より一般的な問いの応用例に過ぎない。結局のところ、われわれの主はいったい慈しみを重んじ、正義を行い、神の前で謙虚に生きるということ以外に何をわれわれに求めておられるのだろうか。

(4) しかし、ある道徳的規則については、しばしば原理だけから直接導き出すことができないこともある。倫理分析に際しては、人生のあらゆる領域や人間の行動様式の背景にある信条という第四のポイントが必要となる。マンヴィール社のケースで言えば、仕事や職場で意図される価値観や、被雇用者の権利、そしてそこで作用している真理の背景にある信条のことである。妊娠中絶をめぐる論議などは、いのちの尊厳や私的自由権について、人間性はいつから始まるかについて、さらに、性への責任についてなどのそれぞれの信条が引き合いに出されてくることになる。ある大統領候補者が他の政治家の演説を盗用して初期段階で出馬を取り下げさせられたことがある。剽窃に関する判断は、真実を述べることと権利についての適切な信条のうえに成り立つ。戦争や平和維持といった倫理的問題には、政府の目的と政府が軍隊に要求する道徳的制限について考察することが求められる。こうしたあらゆる道徳的責任領域の背後にある信条がすべての道徳的規則を形成しているのである。

ここが、おそらくもっとも聖書的思考方法が

倫理に対して戦略的な枠組みを提供するところであろう。すなわち、仕事や職場のことがらについて、刑罰について、真実を述べることについて、セックスについて、あるいはその他のことがらについても聖書の思考が要求されているということである。働くことについての意味や目的について問うことは、その職業の価値を問うことでもある。この世を創造したのでもなく、またこの世で働くこともまったくしなかったアリストテレス的な神に象徴されるようなギリシアの貴族階級の職業観とは対照的に、聖書が描き出す神は、創造主であり、人々に尊厳を与え、人々に仕えるためにナザレの大工に現れたお方である。今日の個人主義的な社会における市場の物欲とは対照的に、聖書は労働を神からの召命として、また、すべての者に解放を与える創造主への崇拝的応答としての奉仕として描き出す。人々の創造的潜在性を充足させ、自己満足の拡大をはかるロマン主義者たちの職業理解とは対照的に、仕事には知恵と鍛錬が必要とされ、それは人格を陶冶することにもなり、また他者に仕えることでもあり、聖書ははっきり語るなのである。

こうした類いのキリスト教概念は聖書そのものではないが、これらはキリスト教倫理の歴史のなかで洗練されてきたものである。古代の教会教父たちが権力について述べたことや、宗教改革者たちが仕事を天職と考えたことも、とりわけ、それらがより広い神学的文脈において保たれるならば、非常に触発的なものである。今日のキリスト教倫理は、歴史のなかで教会が洞察してきた事柄の上に成立させるべきであって、それによって二十世紀後半の政治的、経済的、社会的な差別や偏見を回避していくべきである。いずれにせよ、人生のそれぞれの責任分野において追求されるべき価値観の背後にある信条に関して、キリスト教共同体やキリスト者がこれまでなしてきたことを通して学ぶことが

できるなら、われわれは、どうして今さら改めて努力しなおさなければならないだろう。先の章で論じた良心の形成は、このようにして倫理分析と倫理的決断へと移り進んでいくのである。

相反する義務が存在する中でどのように倫理分析が作用していくかについては、さらなる説明を要するだろう。マンヴィール社の経営者たちは、これまでも会社にかかわるすべての者に利益をもたらそうとして、ときには生産を中断してでも設備を拡張したり、従業員の研修を行ったりして、効率を維持することと生産力をあげるための葛藤を十分に繰り返してきたはずである。道徳的責務が並立するときや、問題を解決するための糸口がまったく見出せないときには、常にこうしたジレンマが生起する。その場合は、どうしたらよいのだろうか。

二つの方法が考えられる。一つは、より重要性の高い責務からランク付けし、最も重要なものを優先させるという方法である。そのランク付けは、より具体的な規則と責務が生じさせている総体的原理によって基礎づけられる。例えば、あなたが1943年のアムステルダムにおいて、ユダヤ人の友達を屋根裏部屋に隠していて、ゲシュタボが彼女を探しにきたと想定してみよう。あなたは嘘を言うだろうか。それとも真実を述べるだろうか。真実を告げることは、無実の人間の命を守ることよりも大切なことなのだろうか。とりわけ、その真実が、無実の人間の命に向けられた不当な暴力や不正な政府に加担することになるとしたらどうだろう。そのように考えてみることは、すなわち、正義や憐れみとのかかわりのなかで、あるいは人々を尊重することのなかで緊張関係にある責務を天秤にかけることになる。また、背後にある信条には、政府にとって都合のよい目的や軍隊における道徳的限界ということまでも含まれてくる。もしそれらの信条が正しく、かつ正義や愛の原理が正しく用いられているのなら、そこには神の御

旨が働いていると考えるべきであろう。

もう一つの方法は、道徳的規則の例外事項を定める道徳ルール（あらゆる原理原則を踏まえたもの）を確立させることである。ゲシュタボとあなたのユダヤ人の友人のケースについても、明らかに市民の権利と自由に関する道徳的ルールが存在している。にもかかわらず、同様に、法律違反者に対する刑罰も道徳的な責任ととらえることができる。したがって刑罰を限定するルール、すなわち、正当な証拠を提示すること、その犯罪に妥当した刑罰であること、無実の人々の身柄を拘束してはならないなどといった権利や自由のルールに関する例外事項が確立されている必要がある。それによって刑罰に対する権力の乱用が避けられていく。しかし、単にユダヤ人であっただけで、彼らが逮捕されたり追放されたりするのは、政治権力と人を罰する権限を、恐るべきかたちで誤用することになる。だとすると、あなたが友人を守ったことは、道徳的に正しかったと言えるのではないだろうか。それは良心にもとづく抵抗運動という合法的なケースだったのではないだろうか。

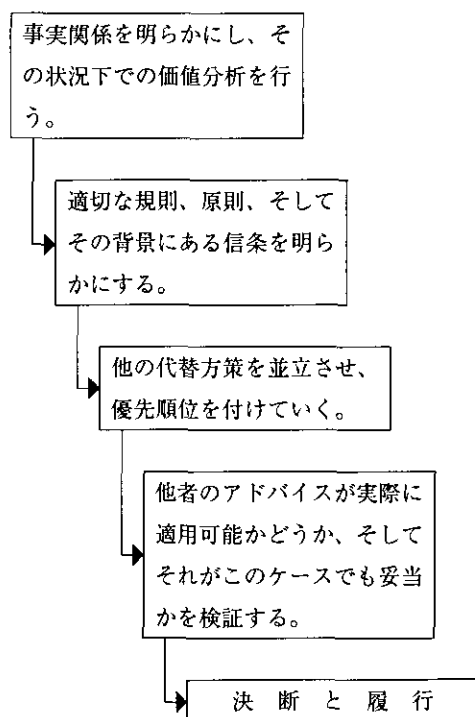
刑法は、刑の乱用を妨げるものであり、道徳的規則の例外事項を抑制する法の一つの在り方である。同じように、道徳的規則は、良心や市民の抵抗運動を通して確立されてきたのだし、生命維持装置を外すかどうかという医療倫理も気まぐれで非道徳的な決断をさせないという指針に保護されている。さらに、「正当戦争についての基本的合意」も、軍事力を行使することを禁止する法のなかの、いついかにして例外を認めるかを規定するものである。

以上述べてきたように、倫理分析を行う場合には、4つの角度からの考察に基づいてわれわれの考え方を構築していく必要がある。それは、ルールの序列化をめぐる起こってくる責任の衝突を重く見ることであり、また、総体的な道徳原理に基づいた法によって権力の乱用への

道を食い止めることにもなっていく。

意志決定

ある特定のケースについて、いくつかの注意すべき点を明らかにしてきたが、すべての決断が必ずしもそのようになるわけではない。そればかりか、片方に道徳的曖昧性を残すような責任が対立している場合には、いつも厄介なことになる。だが、それにもかかわらず、ここに一つの意志決定モデルを提示してみることにしたい²⁰。



われわれがこれまで見てきたポイントは、最初の2段階までに留まっていることに注目して欲しい。それらが次に要求するのは、代替可能な方策を考え出そうとするイマジネーションであり、そうしてそれらが道徳的に適切かどうかの検証とランクづけがおこなわれていくことに

なる。正義と愛に関する問題や、あるいは人権の問題が取り上げられていくときのランクづけは、たんに損得分析がベースになるのでも、また、いかにも重要な要素であるかのごとく、人々がどれほどその影響を受けているかという感情的な理解がベースになるのでもない。道徳的決断の原理は、ある事例に関する問いが生起するよりも遥か以前から展開されている感受性を通して形成されている良心を導き出し、責任的決断は、高次の配慮と第三者的見解、すなわち道徳的性格へと導いていくのである。

にもかかわらず、(歴史、小説、倫理学論集などの中から)類似したケースを取り上げてみることは、代替行動の道を整え、それを重視する上でとてもよい助けになり、それによって代替決断の倫理的意味が明らかにされていくことになる。そうした偉大な文学体系は有効であり、少なくともそれらのうちのいくつかを熟知していることは、非常に貴重なことである。

もう一つの有力な方策は、ビジネスや専門分野での役割モデル、すなわち原理や決断や信条に関して模範となるような人々との関わりをもっていくことである。われわれには、そうした人々と関わりをもち、彼らの書いたものを読み、彼らの話し振りを耳にし、彼らの事柄への対処の仕方を「感じとる」ことが求められている。多くの若者たちにとっては、親や教師がその役割を担っているが、それだけで十分なのではない。すべてのことがらは状況に応じて変化していく独自性をもっているのであるから、すべてを盲目的に模倣するわけにはいかない。しかしそれにしても、決断を迫られているときに、そうした人物ならどういった意見をもつのかを尋ねてみるのは、大いに役に立つ。使徒パウロは、このことを彼自身のことを例にして語っている。「主イエスならどうするだろうか」。この問いは、見当違いの忠誠ではなく、今日の世界においてキリストの代理者になるようにとわれ

われを選ばれたお方のまったきモデルを具現化することである。この問いを真剣に捉えていくことこそが、キリスト者の倫理原則と、その後にある信仰を再確認させ、キリスト者のなかの良心を堅固なものにし、その人間の道徳的認識を研ぎ澄ましていくのである。

決断のためには、知恵と、われわれが蓄積してきた情報や情報源よりも遥かに広大な美徳と、そして理論化された技法や決断モデルよりもずっと基本的なことがらが求められている。知恵というのは、考慮されるべきあらゆる要因について道徳的観点から見ることのできる力のことであり、それらの重要性を認識して相互関連を理解し、そして全体的文脈のなかで問題の全体像と細部を見つめることによって迷いつつも最善の道を探し出そうとする力である。それは、われわれが行動をとる際に、どのような代替計画を選びとるかという道徳的知覚を呼び覚ますことにもつながる。つまり、知恵の必要性は、われわれが自らの判断に早急に依存することを回避させ、だからこそ、代替の選択肢に優先順位をつけ、最終決断に至る前に他人のアドバイスをあなたの判断とを対立させてよく吟味してみるという中間ステップを導く。他人のアドバイスとともに、その場合の事実関係を、もう一度再考していくのである。われわれが尊敬するような経験や原理をもった人々との対話を通して得られる知恵、独自の考え方を吟味したりそのバランスに目を向けることによって得られる知恵、あるいは、即時的問題から切り離したり、より広い批判的視点を持った人によってなされる批評分析によって得られる知恵が多くある。事実に対する仮説を検証しつつも、一度起こったことがもう一度起こると想定すること、そしてすべての事実と、予見可能な結果を保証していくことが重要である。病院においては、そのような仕方で、倫理学者や聖職者の代表が、経験豊かな医師らとともに倫理委員会を

設置させることが可能であろう。いくつかの企業はすでにこうしたかたちを取り入れている。また、いくつかの宗教団体においても、この方法で信仰共同体の意見を聞くようにメンバーに奨めている。大学院から新卒で教員スタッフに加えられた者は、先輩教師たちの指導によって培われていく。いずれにしても、他人のアドバイスを拒絶するような人は、後になって必ずといってよほど大目玉をくらうだろうし、提案された事柄を検討すらもしない人は、大惨事を引き起こすことになるだろう。

つまり、決断というのは、注意深く、ときにはゆっくりと現れてくるものであり、そうして履行へと至っていくのである。それでも、のちの経験のなかで、より高いポリシーを維持することになったり、決断をあきらめたり、他の選択肢に転向したりという、自己修正のプロセスは継続されることになる。強情であることは、何の美徳も伴いはしない。

意志決定をどう教えていくか

道徳教育についての一連の問いに対しては、いったいどのように応えていけばよいだろうか。カリキュラムを展開させるためには、われわれは多くの学問領域のなかからある特定分野についての能力を蓄積することに長けていなければならない、それが継続的に展開されるために最善の方法を模索していかなければならない。

自然科学や社会科学を展開する場合には、決断を促されるような困難なケースにことさら多く直面することだろう。あるケースにおける事実関係を解明しようとするときや、代替可能な方策を思いついた場合、あるいは採択される選択肢について長期と短期という両方の側面からの結果予想ができる場合には、自然科学や社会科学の分野は確かに強みをもっている。科学者たちは、倫理条項、専門的スタンダード、法的基準などという成文化されたり、されなかつ

たりする何らかの法則に支配されて、自分たちの分野を実践していく。自然科学者や社会科学者は、単に事実関係について貢献するだけではなく、現場や現場を動かしている価値を理解し、そこに含まれている価値観や期待されることがらを分析することにおいても貢献していくのである。

聖書学や神学はどうだろうか。哲学は、一方で、分析技法を提供して概念的な整理を行い、批評的議論や考える筋道を構築する経験をさせようとする。また、倫理に関する洗練された理論と、その思考の基盤と原則と形式とを提供していく。そして最近では、事実上すべての応用倫理学の分野において、特定の問題や具体的な事例研究に取り組んでいく幅広い学問が起ってきている。

歴史や文学や芸術というのは、人間の外面的に表出してきたものや内面的な現実状況についての解釈であって、単に道徳的問題や実態や決断の実例を取り上げるだけではなく、日常生活における道徳面の曖昧さ、緊張関係、複雑性を洞察し、道徳的曖昧さの現実を明らかにしようとする。それらは道徳的イマジネーションを培い、同情を引き起こし、そして事柄全体を見つめる知恵をもたらしていく。

こうして、あらゆる学問分野は、潜在的に道徳的決断について教えることに寄与するのである。カリキュラムを作成しようとして、どうしたら様々な分野が教育課程全体のなかでもっとも効果的に展開されるか、またそれがどういふときであるのかを見極めようとするなら、まず目的や手続きのために、それぞれの学部がどのような貢献と歩み寄りができるのかを確認し合い、それに保証を与えていくことが大切になってくる。このことは、教員の資質向上、ならびに倫理観の重要性や諸科学における倫理学の位置づけについての合意を形成するためにも欠かすことができない。われわれが提起した一連の

目的を考慮し、これらの目的が、全学部においてその特殊性の中で躊躇されることなく受け入れられ、そこで倫理的思考と決断を促すための何を提供できるのかを探求しようとするのなら、よりよいスタートが期待できるだろう。

そうすることによって、カリキュラムは、おのずとコースの構成内容を明らかにしていくことになる。倫理学専門の講座、他の学部からの話題提供者、チーム・ティーチング等々。キリスト教大学で、経営学や薬学を専攻させながらも、ビジネス倫理や薬学倫理について何ら組織的な学びをさせなかったり、倫理的決断の経験をすることなしに卒業させるのは、教育的無責任と言える。倫理学理論やキリスト教倫理学に対して、そして、学生たちが力を注いでいこうとする各自の専攻分野の背後にある信条に対して、カリキュラムのなかのどこかで大きく注目されるべきであるし、ましてや宗教学や哲学の分野ではなおさら、もっとも高い関心事の一つとして、倫理学を教授することを考えていかなければならないだろう。

教育現場では、つねに学生たちの成熟度を念頭におく必要がある。まだ理論的に思考することに慣れていない新生は、道徳的観点をもつことも、それにこだわることも、そして総括的原理から考えることにも難しさを覚えるはずである。こうした認知プロセスについてはコールバーグの発達段階説を念頭においておくとよいだろう。つまり新生に始めから第三段階あるいは第四段階を飛び越えて効率的な思考をさせるのは不可能である。それは、学生を押し上げようとするばかりに、本来、忍耐強く、適切な手助けのもとに展開されなければならない分析的思考を叩き込むことであり、きわめて認知不可能なものが伝達されることになる。これは、学生たちが、一つの事例を取り巻いている複雑さを通してイマジネーションや彼ら独自の思考を展開させたり、要求された情報入力に基づい

て決断を目指すためには、受動的な学習よりも、むしろ能動的な学習が至上命令であることを意味している。それは、授業中のディスカッションが第四段階に到達することでよしとするか、あるいは第五段階に到達することでよしとするかということとも関連している。本当の知恵というのは、4年間（9カ月×4セット）という短い学生時代の間に引き出されるものを遥かに超えて、長年の経験によって獲得されるものであるが、われわれは少なくとも、いくらかの認知技法や、いくらかの知恵を取り巻く要素を身につけさせる手助けをすることはできるだろう。様々な教授法がすでに提起されている。

- ・単なる諸理論や選択肢の吸収ではなく、分析的思考に重点をおく。
- ・学生が容易に共鳴できる人間特有の問題に焦点を合わせてみる。
- ・安易に答えの出ない問題に焦点を当てていく。
- ・他人の考えていることに対する批判的な思考を促すために、学生の観点とは正反対の視点を提供してみる。
- ・実例やモデルケースを提示してみる。
- ・論理性の基盤をなしている道徳的信条と世界観とを関連づけさせる。
- ・教化することを避け、また「カフェテリア型」アプローチも回避する。
- ・「実際の生活」のシナリオと、生起する可能性のある道徳的ジレンマを並べ挙げることによって、想像力を沸き立たせる。
- ・絶対的基盤のない中で生きていく力、道徳的曖昧さに耐えていく力、「優れたキリスト者」などそもそも存在しないことを知る力をもたせる。
- ・倫理的決断には、認知的なものと同様に感情的なものも含まれることを気づかせる。

たとえソクラテス的アプローチであろうと、学生たちのディスカッションであろうと、また、真剣に取り組んだ自己見解を表明するレポートであろうと、倫理学論集であろうと、能動的な学習を導き出すのが本来の教授法である。事例研究という方法は、大学を卒業したあとに通るであろう決断のプロセスを事前に想定してみようという試みであり、幅広く支持されるようになってきた。教師は、一つないし二つの事柄をディスカッションの課題として取り上げ、自らもグループの一員としての役割を果たしながら、慎重な分析と議論を引き起こし、重要な事項については必要な情報を提供することによってディスカッションを導いていく役割を担う。道徳的イマジネーションを高め、倫理分析を経験させ、そして道を閉ざすことなしに最終的な決断に至らせることがその目的である。

学生の側は、どのように必要な情報を確保するのか、どのように重要なものと不適切なものとを識別するのか、どのようにして倫理学理論が道徳的实践と結びつくのか、そしてどうしたら優れた倫理的判断ができるのかを学習していく。これは、ある分野では、疑うことなく、何よりも価値のあることになっていく。すなわち、道徳的問題が日常の議論のプロセスの一部となるときにこそ、専攻分野もビジネスも健全に機能するのである。

こうした方法はいずれも、単なるディスカッションよりも多くのものを提供することになる。倫理的原理や道徳的理論を伝えようとしたり、ある事柄を科学的あるいは社会学的な文脈のなかで、それをめぐるキリスト教倫理の歴史の見解までも踏まえて捉える場合には、通常は何らかのかたちでの講義が必要となるだろう。もちろん、学生たちは、それらについて個人的に研究することもできるだろうし、どんなケースについても、彼らはそうした方法を学び取っていくことが求められている。与えられた課題

をこなすために、いちいち指導者が行って教える必要はない！

このことは、なぜ道徳的教化が不適切なのかを示唆している。単にどのように決断したらよいかを人々に告げるのと、ある新しい問題を通して将来的にどのように考えていったらよいか、そして学生たちが賢明な決断を導き出すにはどうしたらよいかを教えるのは違う。またそうかと言って、教師が道徳的に中立的立場に立とうとすることも、何の益にもならない。それは、その選択肢がいずれもさして重要ではなく、もっと重要なことがあると言っていることにほかならず、それは道徳的関心や責任モデルとしての存在価値を否定することでもある。道徳教育は、無分析的な教化をすることではなく、中立的立場やベリーのような相対主義を超えたところで、何らかの仕方で擁護されていく必要があるだろう。その状況の倫理的次元を描き出したり、可能な選択肢を明らかにするためであるなら、必要に応じて、ディスカッションをしても構わない。学生たちはそこで、それらの選択肢を評価しなければならなくなるだろう。教師の意見というのは、ある提案に対する他の人々のアドバイスやその出来事の実事関係を検証しようとするような決断モデルを結合するために、おそらくもっとも適切なものになるはずである。つまり、決断が困難だと思われる場合、教師は、事実関係やその背後にある信条、そして見過ごしてしまったかもしれない議論の内容などに注意を払いながら、即座に、ここで問われているのはいったい何か、という質問を投げかけたり、それによって、道徳的により適切と考えられる別の提案をしてあげることが必要であろう。本来の道徳的感覚をあえて言語化して伝えることも含め、道徳的視点を持ちあわせて、より分析を展開させようと心を配ったり、その責任を感じていくことは、教師の目指すべき在り方であり、それが教室においてどのよう

に道徳的責任をとっていくのかというモデルを提示することにもなっていくのである。

註

- 17) 虚偽に関する倫理的複雑さについては、Sisilla Bok, *Lying* (Vintage Books, 1979) を参照されたい。
- 18) さらに詳しくは、A. F. Holmes, *Ethics: Approaching Moral Decisions* (Inter Varsity Press, 1984), 第6章を参照されたい。
- 19) 例えば、C. J. H. Wright, *An Eye for an Eye* (Inter Varsity Press, 1983), 第6章、A. F. Holmes, "Biblical Justice and Modern Moral Philosophy," *Faith and Philosophy* 3 (1986)、429頁などがある。
- 20) 道徳的決断のキリスト教的視点については、Lewis B. Smedes, *Choices* (Harper and Row, 1986)、ならびに David E. Cook, *The Moral Maze* (SPCK, 1983) を参照されたい。